

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性、効率性、迅速性を常に意識し、製造業のパートナーとして、これまでのシステムの開発で培った、「作る技術・使う技術・活かす技術」を背景にした企業文化と当社グループの総合力を礎に、上場企業としてステークホルダーの満足度を如何に高めるかを念頭に置き、企業価値を高めることをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

ジャスダック上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則のすべてを実施しております。本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
TCSホールディングス株式会社	1,500,000	28.97
東京コンピュータサービス株式会社	1,110,000	21.24
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	247,100	4.77
株式会社りそな銀行	230,000	4.44
株式会社光通信	202,100	3.90
高山 芳之	136,100	2.62
高山 正大	126,100	2.43
高山 允伯	83,800	1.61
アンドール従業員持株会	79,100	1.52
三菱UFJ信託銀行株式会社	50,000	0.96

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	TCSホールディングス株式会社 (非上場)
--------	-----------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

TCSホールディングス株式会社は、当社の株式を1,500,000株(間接所有割合53.47%)保有しております。

当社は、親会社のグループ会社とは協力関係を保ちながら事業展開する方針であります。

親会社のグループ会社との取引は、市場価格を鑑み個別案件ごとに取引が行われており、価格決定、取引条件等は一般の取引と同一の基準によって行っております。

また、親会社のグループ会社との取引について利益相反取引に該当する場合は、各社ごとに取引予定額をあらかじめ設定し、取締役会の決議に基づき取引を行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社であるTCSホールディングス株式会社及び同社グループは当社の議決権比率の61.44%(緊密な者を含む)を所有しています。

当社は、親会社のグループ会社である東京コンピュータサービス株式会社に対する売上高が16.41%と高くなっており、当該会社の業績が当社の業績に影響する可能性はあります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福富弘悦	他の会社の出身者								○			
北脇俊之	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福富弘悦	○		福富弘悦氏は、MUTOHホールディングス株式会社の経営管理部部長であります。同氏は当社と大株主を同一とするMUTOHホールディングス株式会社に在籍しておりますが、その他の人的関係、取引関係その他特記すべき利害関係はありません。	企業経営に関する豊富な知見、会計の専門的知識を当社の業務執行に関する意思決定への提言、監査体制の充実、取締役の監査、監督にいかして頂くため、選任しております。
北脇俊之	○	○	――	弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役(監査等委員)として選任いたしました。当社との取引がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた者は、その命令に関して、取締役および内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、取締役会に出席し、会社状況及び経営の執行状況についても監視を実施しているほか、監査等委員会にて監査等委員相互に情報交換を行い、経営監視機能の充実を図っております。

監査等委員会は、経営の妥当性を高めていく観点から、内部統制システムを利用して、監査に必要な情報の報告を受けることになっております。内部監査室から内部統制計画書を入手し、内部統制監査の実施方法を検討、指示します。

会計監査人は、監査等委員会に対し、四半期ごとに四半期決算のレビュー内容、期末監査について説明を行うとともに、監査計画、監査実施等今後の対応を協議します。

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し監査を受けております。

内部監査規程により、内部監査室を設置しており、内部監査室は、当社の経理、総務、営業業務等の業務監査を実施し、監査結果を代表取締役と監査等委員会に報告を行います。内部監査室長は、改善事項があれば具体的に指示し、その改善結果を確認します。

会計監査人と内部監査室は、内部統制計画書に基づき、内部統制監査の実施方法等の打ち合わせを行います。会計監査人はその方針に基づき内部統制監査を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明
ストックオプション制度は実施しておりません。既存株主の保護もあり、同制度の実施については、今後の経営状況を鑑みながら、対処すべきことと判断しております。
ストックオプションの付与対象者
該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示
当社の役員に対する報酬は、取締役4名 23,142千円、取締役(監査等委員)4名 3,561千円、(2020年3月期)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

第43回定時総会決議(2015年6月24日)
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額 年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内)
監査等委員である取締役の報酬額 年額50百万円以内

【社外取締役のサポート体制】

必要な資料及び情報は、管理本部から各役員に伝えられております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、監査等委員会設置会社であり、取締役(監査等委員を除く)4名、監査等委員会は3名、取締役(監査等委員)1名、社外取締役(監査等委員)2名で構成しております。
毎月1回の定例取締役会(当期は12回開催)では、役員の選定、適時開示情報に関する承認、経営計画の業務執行状況報告の確認、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、リスク対応等、逐次その監督を行っております。
また、当社は、経営幹部会規程を設けて、毎月1回、取締役会を補完するため経営幹部会を行っております。会議には、監査等委員も出席し、取締役会における決定事項の徹底、監査経理情報報告、営業報告及び業績報告、グループの採用情報、グループのリスク対応、法令違反の防止及び社内規程の遵守の確認、内部統制に関する事項等の諸問題に対応できるようにしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社の体制となっております。監査等委員である取締役の内2名が社外取締役として機能し、かつ議決権を有しているため、取締役会において取締役の業務執行に対して、厳格な監視ができる機能を保っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	従前より、株主総会の集中日は避けるようにしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な説明会は開催していないが、IR面談への対応は、代表自ら行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに開示情報を掲載しております。また、IRに関する問い合わせコーナーを設け、メールにより問合せができるようにしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	特に専門部署はありませんが、管理本部で対応を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	上場企業としてステークホルダーの満足度を如何に高めるかを念頭におき、アンドールでは、企業倫理規範、企業行動基準を定め、社員の指針にしております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの充実を図ることでコーポレート・ガバナンスの機能を高めて、財務報告の信頼性を確保すること、コンプライアンスや社内規程を遵守することにより、内部統制の改善に努めております。

取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制に係る規定を定め、取締役および使用人に法令、定款の厳守を徹底する。内部監査室は、各部門の業務遂行、コンプライアンス体制の状況、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会にその結果報告を行う。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報は、社内規定に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に整理・保存する。監査等委員会は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規定に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

当社は、情報セキュリティ体制を構築し、「ISO27001」の認証基準における要求事項に適合する当社の情報管理体制の整備・改善を推進する。これらの施策を実行することにより、取締役および使用人の職務執行の状況を記録した書類等の作成、保存および管理の体制を確保する。

損失の危険の管理に関する規定その他の体制
管理本部担当取締役をリスク管理に関する総括責任者とし、各部門担当取締役とともに、既存の「与信管理規程」、「経理規程」に加えて、各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にてガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施を行うものとする。

取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
管理本部担当取締役を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者とし、中期経営計画および年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務遂行が効率的に行われるように監督する。各部門担当取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定する。総括責任者はその遂行状態を各部門担当取締役に、取締役会において定期的に報告させ、施策および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析と改善を図る。

当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
監査等委員会および内部監査室は親会社の内部監査室と連携して、当社の業務遂行状況等を監査し、取締役会に報告する。取締役会は、管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めるものとする。

監査等委員会の職務を補佐すべき使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員がその職務を補助とする使用人を置くことを求めた場合、監査等委員を補助すべき使用人を指名することができる。
監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性を確保するための体制
監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役および内部監査室長の指揮命令を受けないものとする。

当社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制
当社の取締役、部門責任者は、経営幹部会等で担当する業務の遂行状況を報告する。監査等委員は、必要に応じて、経営幹部会等重要な会議に出席することができる。

また、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行為や重要な法令ならびに定款違反行為を認知した場合の他、全社的に重大な影響を及ぼす事項について報告を受けた者は、速やかに監査等委員会に報告を行うものとする。

監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社では、報告した者に対し、不利な扱いをすることを禁止する。

監査等委員の職務遂行により生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、監査の実施にあたり、必要とされる費用については、取締役会の事前承認を受けることなく当社の費用にて処理することができる。

監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人から、会計監査の方法、方針および会計監査内容について報告を受けることになっている。

当社の反社会的勢力排除にむけた基本方針および整備状況に関する体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える危険がある反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で一切の関係を断絶する。反社会的勢力に対する基本理念および行動基準を定め、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し組織的な対応を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会勢力に対する方針は、「社内企業倫理規範」に「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を基本姿勢としています。
社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体に対しては、毅然とした態度をもって対処し、あらゆる関係を持ちません。反社会勢力排除マニュアルを制定、各都道府県の暴力排除条例等関連法令の趣旨を踏まえ、当社として反社会勢力との取引を排除します。事態発生の場合は、早い段階で適切な対処をすることを基本にしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

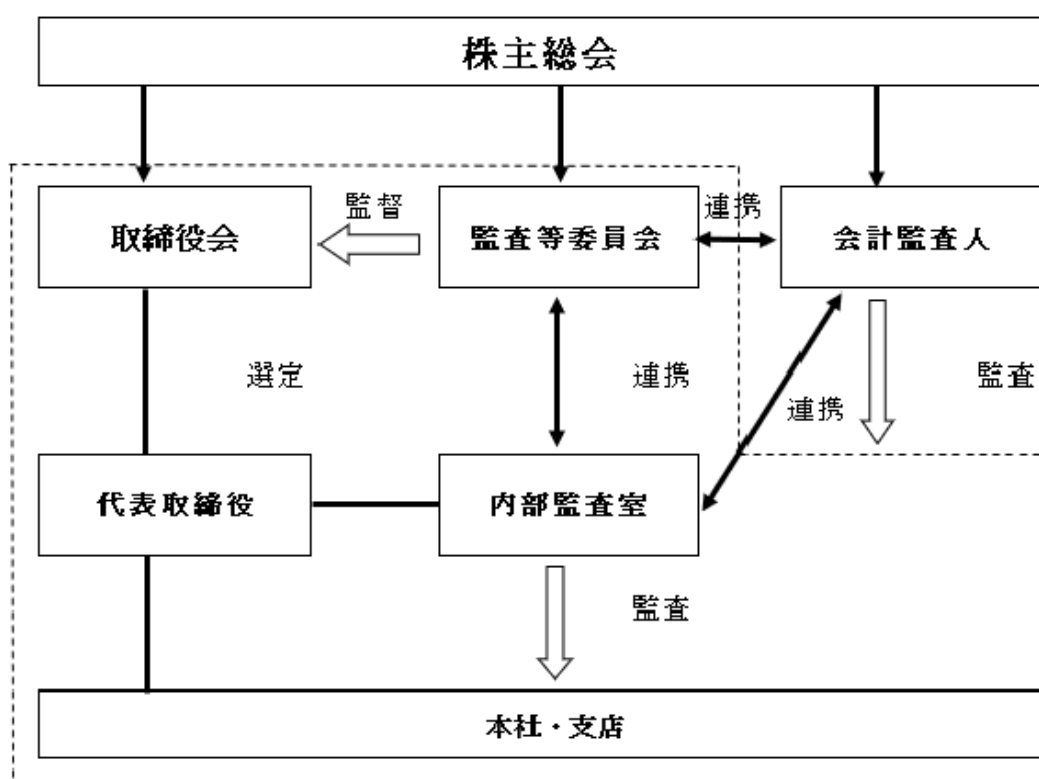
親会社であるTCSホールディングス株式会社及び同社グループにて、過半数の議決権が所有されております。また、安定株主により株式が保有されており、現時点での買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に係る社内ルール

重要な決定事項及び重要な発生事項に関する情報は、情報取扱責任者と管理本部にて適時開示事項に該当するかの判断が行われ、社長に報告されます。取締役会の承認後、速やかに情報開示担当者を通して開示を行っております。

コーポレートガバナンス体制図



適時開示体制図

